

危険物安全週間

6月8日(日)～6月14日(土)

令和7年度 危険物安全週間推進標語



危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る



◎ご家庭の身近な危険物にもご注意ください！

暖房用の灯油だけでなく、潤滑油スプレー、ヘアスプレー、マニキュア除光液など私たちの身の回りには、危険物を使用した製品が多くあります。

普段の保管方法にも注意が必要ですが、特にゴミとして廃棄する際に中身が入ったまま捨てることはゴミ収集車の火災にもつながる危険なことです。

ゴミの出し方にも十分注意を払ってください。

ガソリン、灯油等の石油類をはじめとする危険物は事業所等で幅広く利用されるとともに、私たちの生活の中にも深く浸透し、欠かすことのできないものとなっています。

これらの危険物は、私たちの暮らしを豊かにする一方で、その取り扱い方法を誤ると火災等の災害を誘発する危険性を持っています。

この週間は、危険物に対する意識の高揚および啓発を図り、危険物による事故を未然に防ぐことを目的としています。

◇実施区域 長万部町内全域

◇実施機関 長万部町消防本部

◇協力機関 長万部町危険物安全協会

- ◇重点項目
- ・危険物施設における保安体制の整備促進
 - ・危険物に関する知識の啓発普及等
 - ・セルフスタンドにおける安全対策の推進

お問い合わせ先 長万部町消防本部 予防係 ☎2-2049

6月は児童手当の現況確認期間です

児童手当は、毎年6月1日現在の受給者の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認します。

6月1日現在の受給者の状況を公簿等で確認することで、現況届出が原則不要となりましたが、**長万部町が現況届を必要と判断した方には、現況届を5月末頃に送付していますので、ご提出下さい。**



※公務員の方は取扱いが異なる場合がありますので、勤務先へご確認ください。

◆次にあてはまる場合は、届出が必要です!!

以下の変更があった場合には、その都度すみやかに届出してください。

- ①厚生年金⇄国民年金等、受給者が加入する年金が変わったとき
- ②児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ③長万部町外に住民票がある配偶者や児童の住所や氏名が変わったとき
- ④再婚・離婚等により、一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき

※上記の場合以外にも届出が必要な場合があります。ご不明な点がございましたら、町ホームページをご覧ください。

※届出が遅れ過払いが発生した場合は、返還していただくことになりますので、すみやかにお手続きください。

【お問い合わせ先】町民課戸籍医療年金係（☎2-2453）

セレモニア八雲

典礼ホール

・ 家族葬ホール

真想庵

〈有料広告〉

- ◎一般葬・家族葬等承っております。
- ◎24時間・年中無休で、どこへでもお迎えに参ります。
- ◎病院等より直接当ホールへご安置できます。(自宅へも可)

有限会社 典礼舎

tenreisha.com 🔍 検索



典礼舎公式HP

～まずはご相談ください～

TEL:0137-62-3533

〒049-3105 二海郡八雲町東雲町3-25